仕　　様　　書

１　件　　名　　人工呼吸器の購入

２　納入場所　　東京都板橋区栄町３５番２号
地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター

３　納入期限　　平成２６年３月３１日

４　納入物品及び数量等

(1)　人工呼吸器

	品名等	規　格　等	数量	納入場所
1	人工呼吸器	「日本光電工業株式会社製」 Hamilton－C3 ※　詳細構成及び機能要求要件は特記仕様書・構成内訳のとおり	２式	B1F ME 室
2	人工呼吸器	「ドレーゲル・メディカルジャパン株式会社」 Evita Infinity V300 ※　詳細構成及び機能要求要件は特記仕様書・構成内訳のとおり	１式	B1F ME 室

※　上記 1 については、「日本光電工業㈱」製の製品とする。

※　上記 2 については、「ドレーゲル・メディカルジャパン㈱」製の製品とする。

５　そ の 他

(1)　各機器は日本国の関係法令に基づき、医療承認を受けていること。

(2)　発注者の指定する場所へ納入及び設置するものとし、その経費（運搬、据付、配線、配管、納入機器の調整、既存機器の移設及び撤去等）については、納入者の負担とする。また、納品及び設置に際しては、必要な養生等を行い、発注者及び第三者に損害を与えることのないようにすること。

(3)　各機器の製造元発行の所定の保証書を提出すること。また、納品時には、納入機器に関する操作方法・維持管理方法等必要事項の説明及び指導を行い、取扱説明書を必ず提出すること。

(4)　無償保証期間は、納入後 1 年間とする。

(5)　本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）」及びその他法令の規定に基づき、次の事項を遵守し、環境により良い自動車利用を行うこと。

①　ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

③ 低公害・低燃費な自動車に努めること。

なお、適合確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(6) 本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定すること。

【担当】東京都健康長寿医療センター総務課契約管財係
電話 03-3964-1141（代） 内線 1231